

令和7年4月から農地の貸し借りの方法が変わります



農地利用集積計画に基づく「出し手」、「受け手」の相対による
利用権設定手続きが廃止されます。

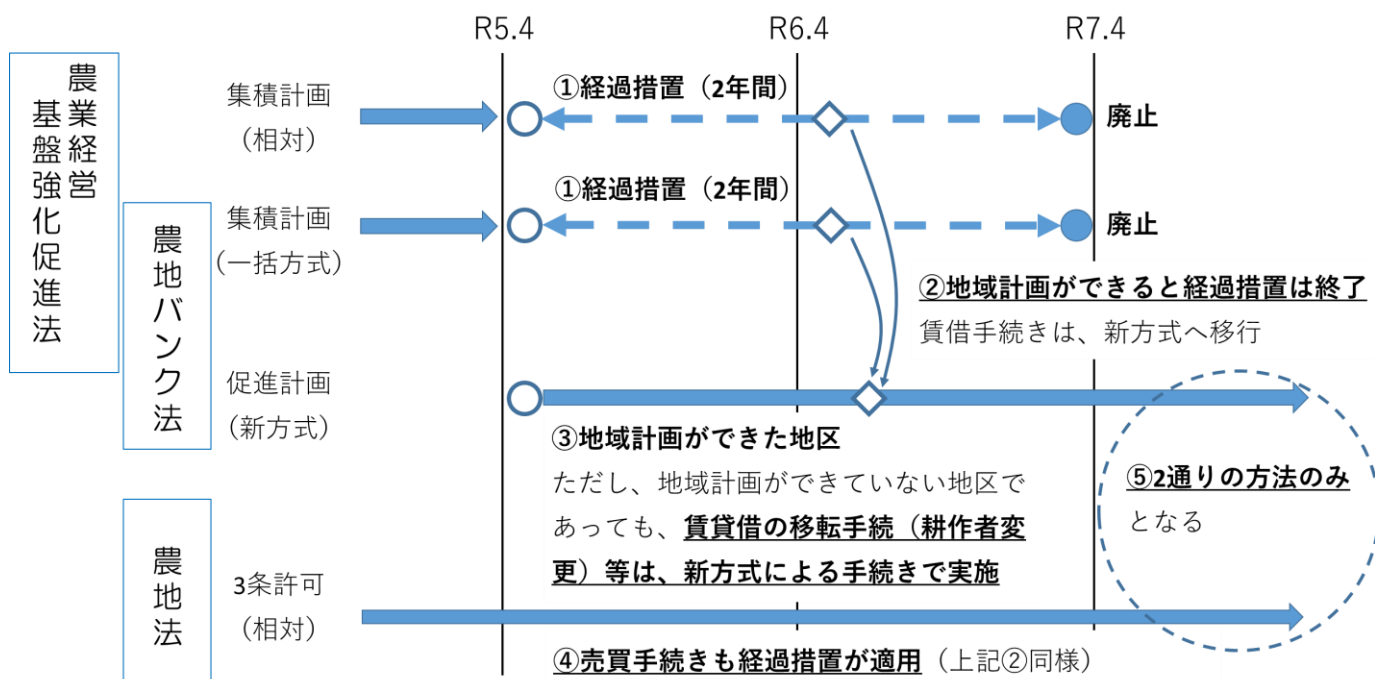
令和7年3月で、基盤強化法（相対）による新たな農地契約はできなくなり、
令和7年4月以降の契約方法は「農地法」と「農地バンク法（農地中間管理機
構の手続き）」の2種類となります。

農地バンク法を利用した場合、契約の内容によっては、手数料が発生する
場合があります。

なお、現在結んでいる基盤強化法（相対）による契約は、契約期間満了後、
農地法・農地バンク法のいずれかへ随時変更していただく必要があります。

農地バンク法に基づく農地契約を結ぶのは、地域計画で作成した目標地
図に掲載された担い手のみになります。

農地の利用権設定に係る手続き



【お問い合わせ】 村上市農業委員会事務局 TEL. 0254-66-6120